



蒲刈共同事務センターだより
平成30年1月

厳しい寒波がやってまいりましたが、今年度も残り3ヶ月弱。体調に留意して乗り切りましょう。さて、今回は平成30年1月1日から施行された2つの条例・規則の改正内容の一部をお知らせします。

職員の給与に関する条例等の一部改正

H30年1月1日～

< 教員特殊業務手当 >

区分	業務の種類	支給額 (改正前)	支給額 (H30年1月1日～)	要件
2号	修学旅行等、児童生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	4,250 円	5,100 円	8時間程度業務に従事（就寝時間は含まない。）
3号	対外運動競技大会等において児童生徒を引率して行う指導業務	4,250 円	5,100 円	泊を伴うもの 週休日等の場合には4時間程度業務に従事（どちらも就寝時間は含まない。）
				週休日等に行うもの 4時間程度業務に従事
4号	部活動指導業務で週休日等に行うもの	3,000 円	3,600 円	正規の勤務時間以外の時間等において業務に従事した時間が引き続き4時間程度



改正ポイント！

手当額がアップしました！



職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部改正

H30年1月1日～

< 特別休暇「家族の看護等に係る休暇」(第15号) >

休暇取得事由		取得要件	取得可能日数	
内容	対象者		5日	+5日
① 負傷又は疾病による治療、療養中の看病、通院等の世話	配偶者、父母、配偶者の父母、子（義務教育終了後）	職員以外に看護者がいない場合	5日	+5日
② 予防接種、健康診断	子（義務教育終了前）			
③ 学校等の臨時休業				
④ 学校等の行事への出席				



改正ポイント！

「④学校等の行事への出席」は、取得限度2日のところ、5日に拡大され、縛りがなくなりました。



特別休暇票の記載例

月日		時数	事由	申請印
1月	1日 00:00	1日 00:00	第15号 父親の看護	印
1月	2日 00:00	2日 00:00	第15号 子の予防接種	印
3月	1日 11:55	3月 1日 16:40	第15号 参観日への出席	印

休暇取得事由を記入して届け出てください。

裏面には、出産・育児に関する休暇・休業制度の一覧を掲載しています！

出産・育児に関する休暇・休業制度等一覧

平 30 年 1 月現在

		妊娠	産休	1 歳	1 歳以上	3 歳	小学校入学	4 年生進学	中学校入学	中学校卒業
特別休暇	○	妊娠障害休暇 (14 日以内)								
特別休暇	○	通勤帰路休暇 (正帰の通勤時間の始め又は終わりに、1 日 1 時間以内)								
職専免	○	休息・補償職専免 (正帰の通勤時間の始め又は終わりに連続する通勤等以外の時間で、必要な時間)								
勤務制限	○	妊娠が継続した場合の産休・産後 1 年日 労働時間短縮 妊娠経緯等により								
特別休暇	○	妊娠経緯等により								
特別休暇	○	出産休暇 (原則として出産予定日の 8 週間前から出産の日後 8 週間まで)								
特別休暇	○	配偶者出産休暇 (配偶者の入院等の日から出産の日以後 2 週間までで 3 日以内)								
特別休暇	○	男性の育児参加休暇 (原則として出産予定日の 8 週間前から出産の日後 8 週間までで 6 日以内)								
特別休暇	○	育児休暇 (育児時間) (1 日 2 回、各 45 分、男性職員は、その配偶者が養育できる場合を除く、) (給与は支給されない)								
休業	○	育児休業 育児短時間勤務 部分休業								
短時間勤務	○									
部分休業	○									
その他	○									
勤務制限	○									
勤務制限	○									
特別休暇	○									

(1 年 5 日以内、業務時間短縮了前の子が 2 人以上の場合加算あり)

家族看護等休暇【子の看護】(他に看護者がいない場合)

家族看護等休暇【子の看護】(他に看護可能な者がいる場合において、当該子の看護を行うとき)

家族看護等休暇【予防接種・健康診断・感染症予防による勤務休業に係る世帯・学校等行事への出席】

(19 時間 25 分～24 時間 35 分/週 の 4 パターンの勤務)
(該当日りの勤務時間に応じて給与は支給される)

子育て支援給付休暇
(正帰の通勤時間の始め又は終わりに 1 日 2 時間以内)
(勤務しなかった時間に応じて給与を減額する)

早出遅出勤等・休憩時間の短縮【通勤】

(早出遅出：30 分の通勤時間で勤務時間を繰上げ・繰下し)
(休憩短縮：休憩時間が 45 分を繰り上げて確保されている場合に適用)